

松山市商店街振興施策ガイド

～松山市商店街振興施策のご案内～



松山市産業経済部 企業立地・産業創出課

令和7年5月26日更新版

目 次

●松山市の商店街振興施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
●施策の詳細内容	
1. 松山市商店街共同施設設置等事業・・・・・・・・	2 ページ
2. 松山市商店街空洞化対策事業・・・・・・・・	3 ページ
3. 松山市商店街活性化支援事業・・・・・・・・	4 ページ
4. 商店街等連携・賑わい創出支援事業・・・・・・・・	5 ページ
5. 松山市商店街空き店舗出店促進事業・・・・・・・・	7 ページ
●事業実施にあたって検討すべきポイントについて・・・・・・・・	8 ページ
●オンライン申請（えひめ電子申請システム（松山市））・・・・・・・・	9 ページ
●施策に対するお問合せ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ページ

●松山市の商店街振興施策一覧

事業名	内 容	詳細ページ
松山市商店街 共同施設設置等事業	松山市内の商店街において、商店街等が環境整備のための共同施設の設置等を行う事業に補助金を交付します。（松山市全域の商店街対象）	2ページ
松山市商店街 空洞化対策事業	松山市内の商店街の空き店舗において、商店街等が実施する商店街活性化事業を行う施設として活用する事業に補助金を交付します。 （松山市全域の商店街対象）	3ページ
松山市商店街 活性化支援事業	中心市街地区域内の商店街等において、商店街等が活性化を図るために実施する情報発信事業、イベント開催事業、調査研究事業、コミュニティビジネス事業その他商店街の活性化を図るための事業に補助金を交付します。 （中心市街地区域内の商店街対象）	4ページ
商店街等連携・賑わい創 出支援事業	商店街等の活性化を図ることを目的に、商店街等が実施する商店街等の魅力創出や回遊性向上等による賑わいづくりにつながる取組を支援します。（松山市全域の商店街対象）	5ページ
松山市商店街空き店舗出 店促進事業	長期化したコロナ禍や物価高騰の影響等により増加した商店街の空き店舗率の改善を目的に、商店街の空き店舗を賃借し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始する事業者に対して奨励金を給付し、支援します。	7ページ

1. 松山市商店街共同施設設置等事業

松山市内の商店街において、商店街等が「環境整備」のための共同施設の設置等を行う事業に補助金を交付します。（松山市全域の商店街対象）

「環境整備」とは、お客様が安心・安全で快適に楽しめるための整備を行うこと。

① 助金交付の対象となる団体

商店街振興組合等（商業およびサービス業その他の事業を営む者で構成する団体）

② 補助対象となる共同施設

街路灯、カラー舗装、アーケード、防犯カメラ、照明、看板、その他市長が適当と認めたもの

③ 補助金の交付基準

補助対象施設	補助対象種別	補助率
街路灯、カラー舗装、アーケード、防犯カメラ、照明、看板、その他市長が適当と認めたもの	設計・工事費、改修費、撤去費	補助対象経費の1 / 3 以内

※ただし、改修及び撤去については、補助対象経費の額の合計が100万円以上のものとします。

④ 事業例

街路灯・アーケード・歩道整備とともに、統一看板を設置するなどして、商店街全体のイメージアップを図り、商店街の活性化に寄与する事業

⑤ 申請方法

申請方法は、オンライン（専用フォーム）、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください。

※オンラインをご希望の方は、専用フォームからご申請ください（詳細はp9）。

2. 松山市商店街空洞化対策事業

松山市内の商店街の空き店舗において、商店街等が実施する「商店街活性化事業」を行う施設として活用する事業に補助金を交付します。（松山市全域の商店街対象）
「商店街活性化事業」とは、商店街の空き店舗を教育文化事業・保健医療事業・社会福祉事業その他の住民等の共同の福祉又は利便のための事業のこと。

① 補助金交付の対象となる団体

商店街振興組合等（商業およびサービス業その他の事業を営む者で構成する団体）

② 補助対象事業

商店街振興組合等が商店街に立地する空き店舗を活用して行う商店街活性化事業とします。商店街振興組合等が社会福祉法人やNPOなどと一緒に実施する事業

また、商店街の活性化に寄与する事業として市長が適当と認めるものとします。

③ 補助対象期間

事業開始の日の属する年度から起算して3年度以内とします。

④ 補助対象経費の区分

補助対象経費の区分	内 訳
改装工事費	内装・設備・施工工事費
運営管理費	店舗等賃借料、通信運搬費、広報費、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、印刷製本費、光熱水費

⑤ 補助金の額

補助金の額	補助限度額
補助対象経費の2分の1以内の金額とします	(1) 改装工事費・・・150万円 (2) 運営管理費・・・200万円

⑥ 事業例

- ・トイレを併設した、休憩所として整備し、シルバー交流サロン、若者向けコミュニティ、子育て支援等世代間のコミュニティ形成を図る事業

⑦ 申請方法

申請方法は、オンライン（専用フォーム）、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください。

※オンラインをご希望の方は、専用フォームからご申請ください（詳細はp9）。

3. 松山市商店街活性化支援事業補助金

中心市街地区域内の商店街等において、商店街等が活性化を図るために実施する情報発信事業、イベント開催事業、調査研究事業、コミュニティビジネス事業その他商店街の活性化を図るための事業に補助金を交付します。

①補助金交付の対象となる団体

- 1) 中心市街地内の商店街振興組合
- 2) 事業協同組合
- 3) サービス業その他の事業を営むもので構成する団体
- 4) 商工会議所
- 5) 商店街出資のまちづくり会社
- 6) その他中心市街地内の商店街等の活性化に寄与する事業を行う中心市街地内の団体で市長が適当と認めるものとします。

②補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額
商店街組合等が行う事業に要する経費で市長が必要かつ適当と認めるものとします	補助対象経費（補助事業が国、県等の補助の対象となる事業である場合は、補助対象経費から当該国、県等の補助額を控除した金額）の2分の1以内。 1件当たりの補助金の額は200万円を上限とします。

③事業例

事業名など	内 容
ストリート・アート・プレックス事業	多彩かつ良質なパフォーマンスアートを定期的に行うことで、買い物客を呼び寄せ、回遊時間の拡大を図る。
商店街サイトの立ち上げ	合同で商店街ホームページを立ち上げ、商店・商品情報の発信、地域住民に役立つ公共情報等を発信し、地域サイトとして運営する。

④ 申請方法

申請方法は、オンライン（専用フォーム）、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください。

※オンラインをご希望の方は、専用フォームからご申請ください（詳細はp9）。

4. 商店街等連携・賑わい創出支援事業

商店街等の活性化を図ることを目的に、商店街等が実施する商店街等の魅力創出や回遊性向上等による賑わいづくりにつながる取組を支援します。（松山市全域の商店街対象）

①補助金交付対象となる団体

- 1) 商店街組合等（※）
- 2) 商店街出資のまちづくり会社
- 3) 商店街等の活性化に寄与する事業を行う社団・財団で松山市商業振興対策事業委員長が適当と認めるもの

※商店街組合等とは・・・

商店街振興組合、商店街組合、商工組合連合会で法人格を有するもの及び法人化されていない商店街等を構成する任意団体又はこれに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

②補助対象事業

商店街等の魅力創出や回遊性の向上等による賑わいづくりにつながる取組。

③連携の対象となる団体

この事業では、個々の商店街組合等だけでなく、他の商店街組合や団体等と連携して事業に取り組むことが可能です。連携して事業を行う者は、次のいずれかに該当するものを指します。

- 1) 補助金交付対象となり得るもの
- 2) 町会、自治会
- 3) 特定非営利活動法人
- 4) 社会福祉法人
- 5) その他松山市商業振興対策事業委員長が認めるもの

④補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、使用料・賃借料、委託費、報償費、雑役務費、プレミアム分等の支払いに要する経費、その他必要と認められる経費	①補助対象者の単独事業 補助率：1／2 補助上限額：75万円 ※令和5年度まで実施していた「商い賑わい支援事業」と同一事業の場合は、上限額が50万円となります。 ②連携事業者との連携事業 補助率2／3 補助上限額：100万円 ①②両事業を実施する場合であっても、1団体当たりの補助上限額は100万円となります。

⑤事業例

事業名など	内 容
インバウンド需要等の獲得に向けた取組	多言語マップやガイドブックの作成、ナイトタイムエコノミーの推進、地域の伝統・文化体験など外国人向け体験型コンテンツの実施 等
デジタル化推進の取組	キャッシュレス決済推進のほか、デジタルスタンプラリーやデジタル商品券の実施、デジタルマップやデジタルサイネージの導入 等
商店街等の地域課題の解決や地域特性・地域資源等を生かした取組	来街者の常連化・新規顧客の獲得につながるイベント開催、新たな観光資源・商品開発 等

⑥申請方法

申請方法は、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください。

5. 松山市商店街空き店舗出店促進事業奨励金

長期化したコロナ禍や物価高騰の影響等により増加した商店街の空き店舗率の改善を目的に、商店街の空き店舗を賃借し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始する事業者に対して奨励金を給付し、支援します。

①給付対象者

- 1) 松山市内の商店街の空き店舗を賃借していること
 ※「空き店舗」とは、商店街の街区内に所在し、店舗として賃借できる状況ながら、商業活動が行われていない店舗等
 ※「賃借」とは、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。
- 2) 上記空き店舗を使用し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始していること（令和7年4月1日以降）

②主な給付要件

- 1) 出店する商店街等に所在する商店街組合に加入していること
- 2) 「松山しごと創造センター」もしくは「公益財団法人えひめ産業振興財団」のいずれかで経営相談を受けていること

③給付額

1,000円未満切り捨て

(給付対象経費)	(給付率)	(上限額)
月額家賃（最大2か月分） 改装費（外装・内装・設備等）	× 1 / 2	100万円 ※月額家賃上限50万円
中心市街地の商店街に大型店舗を出店する場合 上限額に100万円を加算（店舗面積200㎡以上）		加算あり 200万円
広告宣伝費	× 1 / 2	20万円

④申請方法

申請方法は、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください。

●事業実施にあたって検討すべきポイントについて

事業を効果的かつ安定的に継続していくためには、事前に事業計画をしっかりと練っておく必要があります。その際、様々な事項を検討しなければなりません。まず簡単な事業概要を作成し、その後、より具体的な計画へとすすめていくとよいでしょう。事業概要を作成するにあたっては、次のようなポイントを検討することをお勧めします。

【事業概要作成のポイント】

1. 何のために事業を行うのか？

どのような目的で事業に取り組むのかをはっきりさせ、事業に関する人々で意識を共有しましょう。

2. 取り組む事業の内容は？

どのようなサービス、施設が地域の人々（対象顧客）に望まれているか調査、検討しましょう。

3. 事業推進体制はどうするか？

事業推進体制について検討しましょう。事業実施には、外部の協力者の存在も必要不可欠です。

4. 事業を円滑にスタートさせるためには？

“場所の選定とスケジュールの策定、人的体制の確立”

提供するサービス内容を考慮したうえで、ふさわしい場所を選定しましょう。

「いつ」「誰が」「何を」という計画づくりもポイントです。

5. より多くの人に利用してもらうには？

事業推進に必要なノウハウを積極的に取り入れましょう。先進事例や専門家から、情報を得ることも有効です。

6. 立ち上げ、運営に必要な資金はどうするか？

長期的視野に立って、事業を継続させていくための資金確保の手段を検討しましょう。

上記ポイントを踏まえ事業を進めていく上で、次ページの“手続きの流れ”をご参考ください。

●オンライン申請（えひめ電子申請システム（松山市））

1. 松山市商店街共同施設設置等補助金

●交付申請

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1825

●実績報告

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1820

●請求申請

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1824

2. 松山市商店街空洞化対策事業補助金

●交付申請

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1823

●実績報告

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1819

●請求申請

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1822

3. 松山市商店街活性化支援事業補助金

●交付申請

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2298

●実績報告

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1818

●請求申請

https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1821

松山市の商店街施策に対するお問い合わせ

松山市役所 産業経済部 企業立地・産業創出課 商業振興担当

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館8階

電 話 089-948-6710

FAX 089-934-0113

URL <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>

その他商店街に関するお問い合わせ一覧

松山商工会議所 総合企画部

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5番地7

電 話 089-941-4111

FAX 089-947-3126

URL <http://www.jemcci.jp>

愛媛県中小企業団体中央会 振興部 支援課

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛 3F

電 話 089-955-7150

FAX 089-975-3611

URL <http://www.bp-ehime.or.jp>

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電 話 089-912-2480

FAX 089-912-2479

URL <http://www.pref.ehime.jp>

経済産業省 四国経済産業局 産業部 商務・流通産業課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

電 話 087-811-8524

FAX 087-811-8556

URL <http://www.shikoku.meti.go.jp>